

～千早赤阪村元気プラン～

# 千早赤阪村行財政改革実施計画 《集中改革プラン》

平成 18 年 3 月

千 早 赤 阪 村

## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 行財政改革実施計画の策定にあたって     | 1  |
| 計画期間                  | 1  |
| 推進体制及び公表方法            | 1  |
| 集中改革プランとの関係           | 1  |
| 行財政改革実施計画の取組み項目       | 3  |
| 1 健全な財政運営             | 3  |
| (1) 財源の確保             | 3  |
| (2) 事務事業の整理、廃止・統合     | 5  |
| (3) 補助金・負担金の整理、廃止・統合  | 8  |
| (4) 民間委託の推進           | 12 |
| (5) 公共施設の効率的・効果的な管理運営 | 12 |
| (6) 投資的経費の抑制          | 14 |
| (7) 特別会計・公営企業会計の健全化   | 14 |
| (8) 第三セクターの見直し        | 15 |
| 2 庁内体制の整備             | 16 |
| (1) 組織・機構の見直し         | 16 |
| (2) 人材育成の推進           | 16 |
| (3) 職員定員管理の適正化        | 17 |
| (4) 職員給与等の適正化         | 19 |
| 3 住民との協働による村政の推進      | 22 |
| (1) 情報公開の推進と住民参加の促進   | 22 |
| (2) 地域住民などとの協働        | 22 |
| 4 社会環境変化への対応          | 24 |
| (1) 電子自治体の推進          | 24 |
| (2) 広域行政の推進           | 24 |
| 経費節減等の財政効果            | 26 |
| 地方公営企業の経営健全化          | 30 |
| 1 水道事業の経営健全化          | 30 |
| 2 公共下水道事業の経営健全化       | 33 |
| 参考資料（議会の取組み）          | 36 |

## I 行財政改革実施計画の策定にあたって

村では、これまで平成 9 年度に策定した千早赤阪村行政改革大綱及び第 1 次財政健全化方策、平成 15 年度に策定した第 2 次財政健全化方策に基づき、行財政運営の簡素化・効率化や事務事業の見直しなど財政健全化への取組みを積極的に進め、一定の成果を上げてきました。

しかし、人口減少とともに少子高齢化、さらに国の三位一体改革など本村を取り巻く社会経済情勢の変化のスピードは、過去に例を見ないほど速く、さらなる行財政運営のスリム化は避けて通れない状況になっています。

平成 17 年 11 月、住民参加をいただいて策定した千早赤阪村元気プランでは、「今後も続く厳しい社会経済情勢の中で、本村のような小規模自治体がどのように生き残るのか、まずは、村の目指すべき方向として、“自助の精神”のもと、あらゆる面において自立できる行財政運営の確立が必要」としています。

今後、この元気プランに基づき、行財政改革を計画的・具体的に取り組むための方策として実施計画を策定し、積極的な行財政改革を進めます。

## II 計画期間

計画期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 力年間とします。

## III 推進体制及び公表方法

### (1)推進体制

実施計画の総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁をあげて改革を実行していくとともに、(仮称)行財政改革推進チームを設置し、定期的に計画内容の検証、見直しなど、進行管理を行います。

### (2)公表方法

実施計画の進捗状況については、「広報ちはやあかさか」や「村ホームページ」などにより、住民の皆さんにわかりやすく公表します。

## IV 集中改革プランとの関係

平成 17 年 3 月 29 日、総務省において、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が策定されました。

指針では、すべての地方公共団体（都道府県や市町村など）において、平成 17 年度を起点とし、おおむね平成 21 年度までの 5 年間の具体的な取組みを明示した計画「集中改革プラン」を平成 17 年度中に住民の皆さんにわかりやすく公表することとしています。

村では「千早赤阪村元気プラン」を策定する中で、この「集中改革プラン」の内容も盛り込み策定することとしました。

**【集中改革プランでの項目】**

事務事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

定員管理の適正化（退職者数及び採用者数の見込み、平成 22 年 4 月 1 日における定員目標を明示）

手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直しなど）

第三セクターの見直し

経費節減等の財政効果

地方公営企業関係

この集中改革プランに該当する取組み項目は、次ページ以降の「行財政改革実施計画の取組み項目」及び「地方公営企業の経営健全化」の表中、「集中改革プラン ~」で示しています。

# V 行財政改革実施計画の取組み項目

## 1 健全な財政運営

### (1)財源の確保

#### ①基本的な考え方

今後も引き続き適切な行財政運営を推進するためには、徴収率の向上による村税収入の確保と新たな税源の創出について検討します。また行政サービスに対する応分の負担については、国などの基準より下回っているものは、その基準に準拠したり、近隣団体の状況や経費との比較などにより受益者負担の適正化を図ります。

#### ②平成 16 年度末までの実績

| 項目          | 実績内容  | 備考 |
|-------------|---|----|
| 税の徴収対策      | 平成 15 年度に村税徴収強化のため担当次長を配置、平成 16 年度に府職員派遣（3 カ月間）による徴収支援実施、催告書を年 1 回から 2 回に増加 |    |
| 法定外税の新設     | 実績なし  |    |
| 超過税率の実施     | 実績なし  |    |
| 使用料・手数料の見直し | 平成 16 年度に税務証明手数料、印鑑登録交付手数料、いきいきサロン使用料、保育園保育料、各社会体育施設使用料の改定                  |    |
| 未利用財産の売払い等  | 実績なし  |    |

#### ③平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標及び内容

| NO.         | 取組項目           | 集中改革プラン   | 期間中の取組・方向性  | 目標数値           | 年度別取組            |   |   |   |   | 主管課                 |  |
|-------------|----------------|---|---|----------------|------------------|---|---|---|---|---------------------|--|
|             |                |   |   |                | H17              | H18                                     | H19                                     | H20                                     | H21                                     |                     |  |
| 1           | 自主財源の確保        |   |   |                |                  |   |   |   |   |                     |  |
|             | 村税の徴収率向上       |   | ・ 広報による納付促進の啓発<br>・ 徴収や滞納整理体制の強化<br>・ 滞納者への差押え<br>・ 代理徴収の活用 | 徴収率 96%        | 検討<br>取組の<br>見直し | 実施<br>徴収率<br>の前年<br>度比0.5<br>ポイント<br>向上 | 実施<br>徴収率<br>の前年<br>度比0.5<br>ポイント<br>向上 | 実施<br>徴収率<br>の前年<br>度比0.5<br>ポイント<br>向上 | 実施<br>徴収率<br>の前年<br>度比0.5<br>ポイント<br>向上 | 税務課                 |  |
|             | 新たな税源の創出       |   | ・ 村税における法定税率内の超過税率の検討                                       |                | 検討<br>現状調<br>査   | 検討<br>導入内<br>容など<br>の検討                 |   |   |   | 秘書政策課<br>総務課<br>税務課 |  |
| 2           | 使用料・手数料の見直し    |   |   |                |                  |   |   |   |   |                     |  |
|             | 幼稚園保育料の見直し     |   | ・ 保育料の見直し   |                | 検討<br>現状調<br>査   | 検討<br>条例改<br>正                          | 実施<br>条例施<br>行                          |   |   | 学校教育課               |  |
|             | 社会体育施設の使用料の見直し |   | ・ 収入と経費との比較により検討<br>・ 使用料の見直し                               |                | 検討<br>現状調<br>査   | 検討<br>条例改<br>正                          | 実施<br>条例施<br>行                          |   |   | 社会教育課               |  |
| 税務証明手数料の見直し |                | ・ 各種税務証明手数料200円を300円に引上げ<br>・ 督促手数料70円を100円に引上げ | 700千円   | 検討<br>条例改<br>正 | 実施<br>条例施<br>行   |   |   |   | 税務課                                     |                     |  |

| NO.              | 取組項目                | 集中改革プラン      | 期間中の取組・方向性                | 目標数値             | 年度別取組                 |                |                |     |     | 主管課   |       |
|------------------|---------------------|--------------|---------------------------|------------------|-----------------------|----------------|----------------|-----|-----|-------|-------|
|                  |                     |              |                           |                  | H17                   | H18            | H19            | H20 | H21 |       |       |
| 2                | 住民基本台帳等手数料の見直し      |              | ・手数料200円を300円に引上げ         | 2,132千円          | 検討<br>条例改<br>正        | 実施<br>条例施<br>行 |                |     |     | 住民課   |       |
|                  | 印鑑に関する証明手数料の見直し     |              | ・手数料200円を300円に引上げ         | 1,768千円          | 検討<br>条例改<br>正        | 実施<br>条例施<br>行 |                |     |     | 住民課   |       |
|                  | 犬・猫の死体処理取扱手数料の見直し   |              | ・処理手数料の引上げ（消費税相当額）        | 12千円             | 検討<br>条例改<br>正        | 実施<br>条例施<br>行 |                |     |     | 住民課   |       |
|                  | 一般廃棄物処理業許可申請手数料の見直し |              | ・許可申請手数料5,000を10,000円に引上げ | 20千円             | 検討<br>条例改<br>正        | 実施<br>条例施<br>行 |                |     |     | 住民課   |       |
|                  | 浄化槽清掃業許可申請手数料の見直し   |              | ・許可申請手数料5,000を10,000円に引上げ | 10千円             | 検討<br>条例改<br>正        | 実施<br>条例施<br>行 |                |     |     | 住民課   |       |
|                  | 明示手数料の徴収            |              | ・新たな手数料の徴収<br>1件1,000円    | 50千円             | 実施<br>条例施<br>行        |                |                |     |     | 建設課   |       |
|                  | その他手数料の見直し          |              | ・手数料200円を300円に引上げ         | 284千円            | 検討<br>条例改<br>正        | 実施<br>条例施<br>行 |                |     |     | 関係課   |       |
| 負担金の見直し          |                     |              |                           |                  |                       |                |                |     |     |       |       |
| 3                | 基本健康診査負担金の見直し       |              | ・負担金の見直し                  | 1,314千円          | 検討<br>負担率<br>の見直<br>し | 検討<br>要綱改<br>正 | 実施<br>要綱施<br>行 |     |     |       | 健康福祉課 |
|                  | 肝炎ウィルス検査負担金の見直し     |              | ・負担金の見直し                  | 192千円            | 検討<br>負担率<br>の見直<br>し | 検討<br>要綱改<br>正 | 実施<br>要綱施<br>行 |     |     |       | 健康福祉課 |
|                  | 胃がん検診負担金の見直し        |              | ・負担金の見直し                  | 408千円            | 検討<br>負担率<br>の見直<br>し | 検討<br>要綱改<br>正 | 実施<br>要綱施<br>行 |     |     |       | 健康福祉課 |
|                  | 大腸がん検診負担金の見直し       |              | ・負担金の見直し                  | 192千円            | 検討<br>負担率<br>の見直<br>し | 検討<br>要綱改<br>正 | 実施<br>要綱施<br>行 |     |     |       | 健康福祉課 |
|                  | 子宮がん検診負担金の見直し       |              | ・負担金の見直し                  | 348千円            | 検討<br>負担率<br>の見直<br>し | 検討<br>要綱改<br>正 | 実施<br>要綱施<br>行 |     |     |       | 健康福祉課 |
|                  | 乳がん検診負担金の見直し        |              | ・負担金の見直し                  | 321千円            | 検討<br>負担率<br>の見直<br>し | 検討<br>要綱改<br>正 | 実施<br>要綱施<br>行 |     |     |       | 健康福祉課 |
|                  | 骨粗しょう症検診負担金の見直し     |              | ・負担金の見直し                  | 72千円             | 検討<br>負担率<br>の見直<br>し | 検討<br>要綱改<br>正 | 実施<br>要綱施<br>行 |     |     |       | 健康福祉課 |
|                  | 喀痰検診負担金の見直し         |              | ・負担金の見直し                  | 102千円            | 検討<br>負担率<br>の見直<br>し | 検討<br>要綱改<br>正 | 実施<br>要綱施<br>行 |     |     |       | 健康福祉課 |
| 歯周疾患検診の新たな負担金の徴収 |                     | ・新たな負担金徴収の検討 | 9千円                       | 検討<br>負担の<br>見直し | 検討<br>要綱制<br>定        | 実施<br>要綱施<br>行 |                |     |     | 健康福祉課 |       |

| NO. | 取組項目              | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性               | 目標数値     | 年度別取組   |          |     |     |     | 主管課 |       |
|-----|-------------------|---------|--------------------------|----------|---------|----------|-----|-----|-----|-----|-------|
|     |                   |         |                          |          | H17     | H18      | H19 | H20 | H21 |     |       |
| 4   | その他収入確保           |         |                          |          |         |          |     |     |     |     |       |
|     | ホームページにおける広告収入の検討 |         | ・行政責任に配慮しながら導入を検討        |          | 検討調査・研究 | 実施導入の検討  |     |     |     |     | 秘書政策課 |
|     | 村有地の利活用の検討        |         | ・村有地（小吹台通学バス方転地など）の売却の検討 | 30,000千円 | 検討現状調査  | 実施村有地の売却 |     |     |     |     | 総務課   |

## (2)事務事業の整理、廃止・統合

### ①基本的な考え方

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化する住民ニーズに柔軟に対応するため、事務事業については、効果や効率性の観点から行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保や事業の必要性・効果などを評価し、村単独事業の整理、廃止・統合を図ります。

### ②平成16年度末までの実績

| 項目   | 実績内容   | 備考 |
|------|--|----|
| 廃止   | 平成11年度から平成14年度まで実績なし<br>【平成15年度】<br>高齢者へのロープウェイ招待券廃止など<br>【平成16年度】<br>前納報奨金の廃止、寝たきり見舞品支給事業の廃止、<br>B&G海洋センター所長の廃止、村長公用車の廃止など                          |    |
| 縮減など | 平成11年度から平成13年度まで実績なし<br>【平成14年度】<br>くすのき寄席の中止など<br>【平成15年度】<br>花いっぱい運動事業の縮小、観光ポスターの中止など<br>【平成16年度】<br>障害者（児）見舞金の見直し、給食配送業務の見直し、<br>くすのき号の運行方法の見直しなど |    |

③平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標及び内容

| NO.                   | 取組項目          | 集中改革プラン           | 期間中の取組・方向性                                       | 目標数値       | 年度別取組        |                 |            |     |     | 主管課 |       |
|-----------------------|---------------|-------------------|--|------------|--------------|-----------------|------------|-----|-----|-----|-------|
|                       |               |                   |  |            | H17          | H18             | H19        | H20 | H21 |     |       |
| 1                     | 事務事業の見直し      |                   |  |            |              |                 |            |     |     |     |       |
|                       | 村表彰事業         |                   | ・事業の効果を検討<br>・毎年実施を節目の年に見直し<br>・職員20年表彰の廃止       | 579千円      | 検討あり方の検討     | 実施事業の見直し        |            |     |     |     | 秘書政策課 |
|                       | 消防団役員研修事業     |                   | ・事業の廃止   | 2,660千円    | 実施廃止         |                 |            |     |     |     | 総務課   |
|                       | 消火柱維持管理負担事業   |                   | ・負担割合の見直し  | 16,765千円   | 実施負担割合の見直し   |                 |            |     |     |     | 総務課   |
|                       | クリーンキャンペーン事業  |                   | ・事業の廃止   | 2,560千円    | 実施廃止         |                 |            |     |     |     | 住民課   |
|                       | 資源ごみ袋支給事業     |                   | ・事業の効果を検討<br>・資源ごみ袋の支給の廃止                        | 1,080千円    | 検討事業の見直し     | 実施廃止            |            |     |     |     | 住民課   |
|                       | 障害者（児）見舞金支給事業 |                   | ・個人給付の廃止   | 13,211千円   | 検討事業の見直し     | 実施廃止            |            |     |     |     | 健康福祉課 |
|                       | 母子家庭給付金事業     |                   | ・個人給付の廃止   | 980千円      | 検討単独事業の見直し   | 実施廃止            |            |     |     |     | 健康福祉課 |
|                       | 金婚を祝う事業       |                   | ・個人給付の廃止   | 200千円      | 検討単独事業の見直し   | 実施廃止            |            |     |     |     | 健康福祉課 |
|                       | 高齢者祝い金支給事業    |                   | ・個人給付の廃止<br>・100歳到達者を除く祝い金の廃止                    | 9,095千円    | 検討単独事業の見直し   | 実施一部廃止          |            |     |     |     | 健康福祉課 |
|                       | 高齢者おむつ給付金支給事業 |                   | ・給付限度額の見直し、10,000円を5,000円に引下げ<br>・今後、給付方法について見直し | 2,400千円    | 検討現状調査、制度の把握 | 実施給付額見直し給付方法の検討 | 実施給付方法の見直し |     |     |     | 健康福祉課 |
|                       | 小吹台ゲートボール場事業  |                   | ・公平性の観点から、その必要性を検討<br>・土地賃借料を受益者負担に見直し           | 651千円      | 検討あり方の検討     | 検討あり方の検討        | 実施事業の見直し   |     |     |     | 健康福祉課 |
|                       | 老人福祉農園事業      |                   | ・公平性の観点から、その必要性を検討<br>・土地賃借料を受益者負担に見直し           | 405千円      | 検討あり方の検討     | 検討あり方の検討        | 実施事業の見直し   |     |     |     | 健康福祉課 |
|                       | ちびっこ広場事業      |                   | ・公平性の観点から、その必要性を検討<br>・光熱水費を受益者負担に見直し            | 198千円      | 検討あり方の検討     | 検討あり方の検討        | 実施事業の見直し   |     |     |     | 健康福祉課 |
| 身体障害者医療費支給事業（入院時食事代）  |               | ・村単独事業のうち、個人給付の廃止 | 5,901千円  | 検討単独事業の見直し | 実施年度内に廃止     |                 |            |     |     | 保険課 |       |
| ひとり親家庭医療費支給事業（入院時食事代） |               | ・村単独事業のうち、個人給付の廃止 | 84千円   | 検討単独事業の見直し | 実施年度内に廃止     |                 |            |     |     | 保険課 |       |

| NO.        | 取組項目            | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性                          | 目標数値           | 年度別取組          |                    |     |     |     | 主管課 |       |
|------------|-----------------|---------|-------------------------------------|----------------|----------------|--------------------|-----|-----|-----|-----|-------|
|            |                 |         |                                     |                | H17            | H18                | H19 | H20 | H21 |     |       |
| 1          | 農業委員会委員研修事業     |         | ・事業の廃止                              | 2,390千円        | 実施<br>廃止       |                    |     |     |     |     | 産業振興課 |
|            | 景観形成事業          |         | ・運営方法の見直し<br>・維持管理の直営などを検討          | 1,200千円        | 検討<br>あり方の検討   | 実施<br>運営方法の見直し     |     |     |     |     | 産業振興課 |
|            | 有害鳥獣駆除事業        |         | ・経費の一部受益者負担を検討                      |                | 検討<br>負担内容の検討  | 実施<br>受益者負担金の徴収    |     |     |     |     | 産業振興課 |
|            | フォトコンテスト等事業     |         | ・フォトコンテストとネイチャーフォト2事業の統合            | 675千円          | 実施<br>2事業の統合   |                    |     |     |     |     | 産業振興課 |
|            | 金剛バス車内放送        |         | ・事業の廃止                              | 315千円          | 実施<br>廃止       |                    |     |     |     |     | 産業振興課 |
|            | 就学援助事業          |         | ・援助費の支給要件の見直し                       | 1,468千円        | 検討<br>支給要件の検討  | 実施<br>支給要件の見直し     |     |     |     |     | 学校教育課 |
|            | スキー教室事業         |         | ・公平性の観点から、その必要性を検討<br>・事業の廃止        | 1,340千円        | 実施<br>廃止       |                    |     |     |     |     | 社会教育課 |
|            | 登山事業            |         | ・公平性の観点から、その必要性を検討<br>・経費の受益者負担     | 350千円          | 実施<br>受益者負担の徴収 |                    |     |     |     |     | 社会教育課 |
|            | トレーニング講習会事業     |         | ・公平性の観点から、その必要性を検討<br>・経費の1/2受益者負担  | 120千円          | 検討<br>事業の見直し   | 実施<br>1/2受益者負担の徴収  |     |     |     |     | 社会教育課 |
|            | 体育祭・健康フェスティバル事業 |         | ・事業の効果性によりあり方を検討<br>・健康フェスティバル事業の廃止 | 240千円          | 検討<br>あり方の検討   | 実施<br>健康フェスティバルの廃止 |     |     |     |     | 社会教育課 |
|            | くすのきホール講座事業     |         | ・講座内容や方法の検討                         |                | 検討<br>現状調査     | 実施<br>講座内容や方法      |     |     |     |     | 社会教育課 |
| 事務管理経費の見直し |                 |         |                                     |                |                |                    |     |     |     |     |       |
| 2          | 光熱水費、消耗品費などの削減  |         | ・維持管理経費の徹底した削減<br>・事務経費の削減          | 平成16年度予算の10%削減 | 実施<br>経費削減     |                    |     |     |     |     | 全課    |
|            | 業務委託料の削減        |         | ・業務委託の見直し                           | 平成16年度予算の10%削減 | 実施<br>経費削減     |                    |     |     |     |     | 全課    |

#### ④行政評価制度の検討

村の施策や事務事業について、計画を立てて実行し、その成果を評価して次の計画に反映させるマネジメントサイクル（「PDCA サイクル」ともいう）を確立することにより、村政運営における限られた財源の効果的な配分を図ります。

なお、行政評価制度の活用については、行政評価制度の導入により期待される効果を十分検討するなど今後の検討課題とします。

(3)補助金・負担金の整理、廃止・統合

①基本的な考え方

村単独の補助金・負担金については、その目的に沿って、妥当性・必要性・公平性などを考慮し、廃止、見直し、統合を図ります。また、各種団体への負担金については、負担が縮減されるよう求めています。

②平成 16 年度末までの実績

| 項目 | 実績内容  | 備考 |
|----|---|----|
| 廃止 | <p>【平成 11 年度】<br/>郡課長会等負担金、僻地教育振興補助金</p> <p>【平成 12 年度】<br/>実績なし</p> <p>【平成 13 年度】<br/>府町村助役会負担金、府町村収入役会負担金、南河内地域市町村助役会負担金、僻地教育振興補助金</p> <p>【平成 14 年度】<br/>小中学校臨海学舎及び修学旅行引率補助金</p> <p>【平成 15 年度】<br/>国際交流事業補助金</p> <p>【平成 16 年度】<br/>チャイルドシート購入補助金</p>   |    |
| 縮減 | <p>平成 11 年度から平成 14 年度まで実績なし</p> <p>【平成 15 年度】<br/>小中学校運営補助金</p> <p>【平成 16 年度】<br/>浄化槽整備事業補助金、転作推進補助金、中学校ミルク給食補助金、地区補助金、消防団運営補助金、人権啓発推進協議会補助金、有価物集団回収奨励金、社会福祉協議会補助金、農道舗装及び用水路整備地区補助金、農業共済組合補助金、金剛警備隊補助金、村観光協会補助金、道の駅運営助成金、小中学校運営補助金、中学校進路指導・生徒指導補助金、総合的学習補助金、村子ども育成連絡協議会補助金、村 P T A 連絡協議会補助金、中学校部活動補助金、村文化協会補助金、村体育協会補助金</p> |    |
| 統合 | <p>【平成 13 年度】<br/>富田林警察署管内防犯協議会負担金と同地域安全活動補助金を統合</p>  |    |

③平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標及び内容

| NO.             | 取組項目                   | 集中改革プラン                                    | 期間中の取組・方向性                                   | 目標数値             | 年度別取組             |           |     |     |     | 主管課   |       |
|-----------------|------------------------|--|--|------------------|-------------------|-----------|-----|-----|-----|-------|-------|
|                 |                        |  |  |                  | H17               | H18       | H19 | H20 | H21 |       |       |
| 1               | 補助金の見直し                |  |  |                  |                   |           |     |     |     |       |       |
|                 | 地区補助金                  |  | ・補助額の見直し                                     | 6,520千円          | 実施補助額見直し          |           |     |     |     |       | 総務課   |
|                 | 消防団運営補助金               |  | ・団体への補助金については、公益性や経理状況により見直し<br>・研修補助の廃止     | 760千円            | 検討補助内容の検討         | 実施研修補助の廃止 |     |     |     |       | 総務課   |
|                 | 消防協会補助金                |  | ・団体への補助金については、公益性や経理状況により見直し<br>・補助金の廃止      | 135千円            | 実施廃止              |           |     |     |     |       | 総務課   |
|                 | し尿汲み取り助成金              |  | ・事業の公共性や公的関与の必要性により見直し<br>・補助額の見直し           | 4,708千円          | 検討条例改正補助額見直し(1/2) | 実施条例施行    |     |     |     |       | 住民課   |
|                 | 障害雇用支援センターステップアップ事業補助金 |  | ・制度の廃止                                       | 1,120千円          |                   | 実施廃止      |     |     |     |       | 健康福祉課 |
|                 | 精神障害共同作業所運営事業補助金       |  | ・制度の廃止                                       | 980千円            |                   | 実施廃止      |     |     |     |       | 健康福祉課 |
|                 | 社会福祉協議会補助金             |  | ・事業の公共性や公的関与の必要性により見直し<br>・補助額の見直し           | 120千円            | 検討補助額の見直し         | 実施補助額の見直し |     |     |     |       | 健康福祉課 |
|                 | 民間保育所運営補助金             |  | ・事業の公共性や公的関与の必要性により見直し<br>・児童用採暖費、損害賠償保険料の廃止 | 3,280千円          | 検討補助内容の見直し        | 実施単独補助の廃止 |     |     |     |       | 健康福祉課 |
|                 | 農業協同組合営農指導補助金          |  | ・事業の公共性や公的関与の必要性により見直し<br>・補助額の見直し           | 1,360千円          | 実施補助額の見直し         |           |     |     |     |       | 産業振興課 |
|                 | 農業文化祭開催補助金             |  | ・事業の公共性や公的関与の必要性により見直し<br>・補助額の見直し           | 1,200千円          | 検討補助額の見直し         |           |     |     |     |       | 産業振興課 |
|                 | 果樹振興協会補助金              |  | ・事業の公共性や公的関与の必要性により見直し<br>・補助額の廃止            | 150千円            | 実施補助額見直し          | 実施廃止      |     |     |     |       | 産業振興課 |
| 農生連絡協議会補助金      |                        | ・補助金の廃止                                    | 135千円  | 実施廃止             |                   |           |     |     |     | 産業振興課 |       |
| 流域公益保全林等整備事業補助金 |                        | ・事業の公共性や公的関与の必要性により見直し<br>・補助率(10%)の段階的見直し | 6,160千円                                      | 実施補助率の段階的見直し(8%) | 実施補助率の段階的見直し(5%)  |           |     |     |     | 産業振興課 |       |

| NO.     | 取組項目              | 集中改革<br>プラン                              | 期間中の取組・方向性                               | 目標数値      | 年度別取組      |                    |     |     |     | 主管課   |       |
|---------|-------------------|--|--|-----------|------------|--------------------|-----|-----|-----|-------|-------|
|         |                   |  |  |           | H17        | H18                | H19 | H20 | H21 |       |       |
| 1       | 小規模事業資金借入信用保証料補助金 |  | ・事業の公共性や公的関与の必要性により見直し<br>・補助率の見直し       | 532千円     |            | 実施補助率の見直し<br>(1/3) |     |     |     |       | 産業振興課 |
|         | 金剛警備隊補助金          |  | ・団体への補助金については、公益性や経理状況により見直し<br>・補助額の見直し | 569千円     | 実施補助額の見直し  |                    |     |     |     |       | 産業振興課 |
|         | 観光協会補助金           |  | ・団体への補助金については、公益性や経理状況により見直し<br>・補助額の見直し | 450千円     | 実施補助額の見直し  |                    |     |     |     |       | 産業振興課 |
|         | 道の駅運営助成金          |  | ・事業の公共性や公的関与の必要性により見直し<br>・補助額の見直し       | 225千円     | 実施補助額の見直し  |                    |     |     |     |       | 産業振興課 |
|         | 小中学校運営補助金         |  | ・補助内容の見直し                                | 2,173千円   | 実施補助内容の見直し |                    |     |     |     |       | 学校教育課 |
|         | 中学校進路指導補助金        |  | ・補助内容の見直し                                | 196千円     | 実施補助内容の見直し |                    |     |     |     |       | 学校教育課 |
|         | 中学校生徒指導補助金        |  | ・補助内容の見直し                                | 196千円     | 実施補助内容の見直し |                    |     |     |     |       | 学校教育課 |
|         | 中学校部活動補助金         |  | ・補助内容の見直し                                | 1,375千円   | 実施補助内容の見直し |                    |     |     |     |       | 学校教育課 |
|         | 総合的学習補助金          |  | ・補助内容の見直し                                | 450千円     | 実施補助内容の見直し |                    |     |     |     |       | 学校教育課 |
|         | ミルク給食補助金          |  | ・補助金の廃止                                  | 545千円     | 実施廃止       |                    |     |     |     |       | 学校教育課 |
|         | 給食補助金             |  | ・補助金の廃止                                  | 1,980千円   | 実施廃止       |                    |     |     |     |       | 学校教育課 |
|         | 子ども会育成連絡協議会補助金    |  | ・補助額の見直し                                 | 450千円     | 実施補助額の見直し  |                    |     |     |     |       | 社会教育課 |
|         | P T A 連絡協議会補助金    |  | ・補助額の見直し                                 | 225千円     | 実施補助額の見直し  |                    |     |     |     |       | 社会教育課 |
|         | 文化協会補助金           |  | ・団体への補助金については、公益性や経理状況により見直し<br>・補助額の見直し | 815千円     | 実施補助額の見直し  |                    |     |     |     |       | 社会教育課 |
| 体育協会補助金 |                   | ・団体への補助金については、公益性や経理状況により見直し<br>・補助額の見直し | 815千円                                    | 実施補助額の見直し |            |                    |     |     |     | 社会教育課 |       |

| NO.       | 取組項目               | 集中改革<br>プラン                 | 期間中の取組・方向性                   | 目標数値            | 年度別取組           |                 |              |     |     | 主管課   |       |
|-----------|--------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|-----|-----|-------|-------|
|           |                    |                             |                              |                 | H17             | H18             | H19          | H20 | H21 |       |       |
| 2         | 負担金の見直し            |                             |                              |                 |                 |                 |              |     |     |       |       |
|           | 大阪府消防関係者合同研修会負担金   |                             | ・団体加入の必要性を勘案し、見直し<br>・負担金の廃止 | 32千円            | 実施<br>廃止        |                 |              |     |     |       | 総務課   |
|           | 南河内地区農業所得標準協議会負担金  |                             | ・負担金の廃止                      | 52千円            |                 | 実施<br>廃止        |              |     |     |       | 税務課   |
|           | 大阪府フロン対策協議会負担金     |                             | ・団体加入の必要性を勘案し、見直し<br>・負担金の廃止 | 40千円            | 実施<br>廃止        |                 |              |     |     |       | 住民課   |
|           | 大和川水環境協議会負担金       |                             | ・類似協議会の統合                    | 280千円           | 実施<br>統合による縮減   |                 |              |     |     |       | 住民課   |
|           | 大阪府公衆衛生協力負担金       |                             | ・団体加入の必要性を勘案し、見直し<br>・協会の脱会  | 40千円            | 検討<br>負担の検討     | 実施<br>協会の脱会     |              |     |     |       | 健康福祉課 |
|           | 国道309号整備促進期成会同盟負担金 |                             | ・団体加入の必要性を勘案し、見直し<br>・負担金の縮減 | 60千円            | 検討<br>負担の検討     | 実施<br>負担金の縮減    |              |     |     |       | 建設課   |
|           | 河南ブロック会議開発研究会負担金   |                             | ・団体加入の必要性を勘案し、見直し<br>・負担金の縮減 |                 | 検討<br>負担の検討     | 実施<br>負担金の縮減    |              |     |     |       | 建設課   |
|           | 大阪府緑住タウン推進協議会負担金   |                             | ・団体加入の必要性を勘案し、見直し<br>・負担金の廃止 | 16千円            | 検討<br>負担の検討     | 実施<br>廃止        |              |     |     |       | 建設課   |
|           | 大阪府建築指導行政連絡会負担金    |                             | ・団体加入の必要性を勘案し、見直し<br>・負担金の廃止 | 75千円            | 実施<br>廃止        |                 |              |     |     |       | 建設課   |
|           | 実行組合長研修参加負担金       |                             | ・団体加入の必要性を勘案し、見直し<br>・負担金の廃止 | 120千円           | 検討<br>負担の検討     | 実施<br>廃止        |              |     |     |       | 産業振興課 |
|           | 南河内農研クラブ協議会負担金     |                             | ・団体加入の必要性を勘案し、見直し<br>・脱会の検討  | 90千円            | 検討<br>加入の必要性を検討 | 検討<br>加入の必要性を検討 | 実施<br>協議会の脱会 |     |     |       | 産業振興課 |
| 日本観光協会負担金 |                    | ・団体加入の必要性を勘案し、見直し<br>・脱会の検討 | 508千円                        | 検討<br>加入の必要性を検討 | 実施<br>協会の脱会     |                 |              |     |     | 産業振興課 |       |

#### (4)民間委託の推進

##### ①基本的な考え方

村では、これまでも民間委託など民間活力の導入を積極的に行ってきましたが、今後さらなる行政運営のスリム化を推進していくうえで、効率的な組織構成なども考慮しつつ、民間委託などの活用を積極的に検討します。

また現時点において、委託化が実施されていない事務事業についても、民間委託の適合性などを考慮し、委託の可能性について検討します。

##### ②平成 16 年度末時点の委託状況

| 項目   | 事務事業名  | 備考   |
|------|--|------|
| 全部委託 | 本庁舎夜間警備業務、し尿処理業務、一般ごみ収集業務、水道メータ検針業務、ホームヘルパー派遣業務、通園・通学バス運行業務、在宅配食サービス業務 | 7 業務 |
| 一部委託 | 学校給食調理業務、情報処理・庁内情報システム維持業務、ホームページ作成・運営業務、道路維持補修・清掃業務、公共施設清掃業務          | 5 業務 |
| 全部直営 | 本庁舎清掃業務、電話交換業務、公用車運転業務、学校用務員事務、調査・集計業務、総務関係事務（給与、旅費、福利厚生など）            | 6 業務 |

案内・受付業務については、該当がありません。

##### ③平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標及び内容

現在、直営で実施している運転業務や給与計算、秘書業務などの総務関係事務について、民間委託を検討します。

#### (5)公共施設の効率的・効果的な管理運営（指定管理者制度の活用を含む）

##### ①基本的な考え方

公共施設は、その目的や用途に応じて整備しています。厳しい財政状況の中、公共施設の管理運営については、その施設の機能を維持し、適切なサービス提供を行いながら最小の経費で運営しなければなりません。

今後、公共施設については、そのあり方も含めた研究・分析を行いつつ、施設形態・事業内容の変更などの検討、指定管理者制度の活用や住民との協働による管理運営を検討します。

公の施設についての取組目標

ア．平成 16 年度末時点における施設状況

| 項目            | 施設名   | 備考   |
|---------------|---|------|
| 指定管理者制度導入済み施設 | 村営「金剛山ロープウェイ」<br>村営宿泊施設「香楠荘」<br>【参考】指定日 平成 16 年 4 月 1 日<br>指定管理者 株式会社 グルメ杵屋                               | 2 施設 |
| 業務委託実施済み施設    | 村立郷土資料館<br>【参考】委託先 (社) 千早赤阪楠公史跡保存会<br>村立いきいきサロンやまゆり・くすのき<br>【参考】委託先 (社) 千早赤阪村社会福祉協議会                      | 3 施設 |
| 全部直営施設        | 村立 B & G 海洋センター(体育館、プール、テニスコート、運動場) 村立野外活動センター、くすのきホール、国民健康保険直営診療所(千早診療所を含む) 自然休養村管理センター、村立コミュニティホール(小吹台) | 6 施設 |

イ．平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標及び内容

| NO. | 取組項目        | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性                                       | 目標数値    | 年度別取組          |              |            |            |     | 主管課 |       |
|-----|-------------|---------|--|---------|----------------|--------------|------------|------------|-----|-----|-------|
|     |             |         |  |         | H17            | H18          | H19        | H20        | H21 |     |       |
| 1   | 管理運営経費の節減   |         |  |         |                |              |            |            |     |     |       |
|     | いきいきサロンやまゆり |         | ・管理委託料の見直し<br>・目標数値は「やまゆり」、「くすのき」2施設分            | 2,340千円 | 実施委託料の見直し      |              |            |            |     |     | 健康福祉課 |
|     | いきいきサロンくすのき |         | ・管理委託料の見直し                                       |         | 実施委託料の見直し      |              |            |            |     |     | 健康福祉課 |
|     | 自然休養村管理センター |         | ・施設の運営方法について検討<br>・民間企業などへの管理委託、指定管理者制度への移行も含め検討 |         | 検討運営方法の検討      | 検討運営方法の検討    | 実施運営方法の見直し |            |     |     | 産業振興課 |
|     | くすのきホール     |         | ・大ホールの管理運営について、運営方法を検討                           |         | 検討運営方法の見直し     | 検討運営方法の見直し   | 検討運営方法の見直し | 実施運営方法の見直し |     |     | 社会教育課 |
|     | 郷土資料館       |         | ・管理委託料の見直し                                       | 3,350千円 | 実施委託料の見直し      |              |            |            |     |     | 社会教育課 |
| 2   | 指定管理者制度の導入  |         |  |         |                |              |            |            |     |     |       |
|     | いきいきサロンやまゆり |         | ・指定管理者制度へ移行                                      |         | 検討移行方法の検討、条例制定 | 実施指定管理者制度に移行 |            |            |     |     | 健康福祉課 |
|     | いきいきサロンくすのき |         | ・指定管理者制度へ移行                                      |         | 検討移行方法の検討、条例制定 | 実施指定管理者制度に移行 |            |            |     |     | 健康福祉課 |
|     | 郷土資料館       |         | ・指定管理者制度へ移行                                      |         | 検討移行方法の検討、条例制定 | 実施指定管理者制度に移行 |            |            |     |     | 社会教育課 |

| NO. | 取組項目                        | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性                                       | 目標数値    | 年度別取組        |                |              |     |     | 主管課 |       |
|-----|-----------------------------|---------|--|---------|--------------|----------------|--------------|-----|-----|-----|-------|
|     |                             |         |  |         | H17          | H18            | H19          | H20 | H21 |     |       |
| 3   | 住民との協働による管理運営               |         |  |         |              |                |              |     |     |     |       |
|     | 村立B & G海洋センター<br>(体育館・プール等) |         | ・住民拠点の場となり、業務の一部を住民との協働により実施の検討                  |         | 検討協働の管理方法の検討 | 検討協働の管理方法の検討   | 検討協働の管理方法の検討 |     |     |     | 社会教育課 |
|     | 村民運動場                       |         | ・住民拠点の場となり、業務の一部を住民との協働により実施の検討                  |         | 検討協働の管理方法の検討 | 検討協働の管理方法の検討   | 検討協働の管理方法の検討 |     |     |     | 社会教育課 |
|     | 村立テニスコート                    |         | ・住民拠点の場となり、業務の一部を住民との協働により実施の検討                  |         | 検討協働の管理方法の検討 | 検討協働の管理方法の検討   | 検討協働の管理方法の検討 |     |     |     | 社会教育課 |
|     | 村立野外活動センター                  |         | ・平成17年度から一時休止<br>・住民拠点の場となり、業務の一部を住民との協働により実施の検討 | 6,760千円 | 実施施設の休止      | 検討今後の施設のあり方を検討 |              |     |     |     | 社会教育課 |

## (6)投資的経費の抑制

### ①基本的な考え方

投資的経費については、事業の目的、内容、費用対効果を十分検証し、事業規模の見直しを行うことで事業費の縮減及び工事コストの削減に努めます。

今後、どの事業を優先的に実施していくかについて、費用対効果を十分踏まえ、取捨選択を行います。

また、公共工事の入札・契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律について義務付けられた部分や適正化指針における主要部分についてすでに対応していますが、今後も引き続き、情報公開の拡充や公正・公平性の確保を図ります。

## (7)特別会計・公営企業会計の健全化

### ①基本的な考え方

本村の特別会計・公営企業会計は、6会計7事業を設置しています。これらの会計は、独立採算での運営を基本としていますが、一般会計から繰出しを行い、その額は年々増加しています。

健全な会計運営のためには、徹底した合理化とサービス提供範囲を精査しつつ、各会計の特殊性を考慮し、引き続き健全化に努めます。

### ②平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標及び内容

#### ア. 国民健康保険特別会計

今後も引き続き、国民健康保険事業の安定的な運営の維持に努めます。また、高齢化の進展により、被保険者数や給付費は増加傾向にあるため、保健事業との連携など

により給付費の抑制に努めます。

そのほか国民健康保険料の滞納対策も含め、全庁的に督促手数料の統一化を図ります。

イ. 国民健康保険直営診療所特別会計

診療所特別会計については、赤字補てんの繰出しを行っていますが、早期に収支改善を図るとともに、繰出金の削減に努めます。

ウ. 介護保険特別会計

高齢化の進展により、給付費は増加傾向にあるため、保健事業との連携などにより給付費の抑制に努めます。また介護保険料の滞納対策も含め、全庁的に督促手数料の統一化を図ります。

エ. 下水道事業特別会計

「 地方公営企業の経営健全化」に記載。

オ. 上水道事業会計

「 地方公営企業の経営健全化」に記載。

カ. 観光事業特別会計

観光事業特別会計については、平成 16 年度から指定管理者制度を導入し、株式会社グルメ杵屋に平成 18 年度までの 3 カ年、金剛山ロープウェイ及び香楠荘の管理運営の権限を委任し、単年度収支が改善しています。

今後も指定管理の内容についてさらに改善を図り、累積赤字の解消を目指します。

(8)第三セクターの見直し

①基本的な考え方

第三セクターは、昨今の社会経済情勢の変化により、大変厳しいものとなってきており、また、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理を受託しているセクターにとっては、まさにそのあり方が問われています。

現在、本村における第三セクター(出資比率 25%以上、又は財政支援出資している法人)は、平成 4 年に設立した社団法人千早赤阪楠公史跡保存会の 1 法人のみで、村立郷土資料館の管理運営をはじめ、史跡などの維持管理事業を実施しています。

第三セクターの統廃合や整理など見直しに関する総合的な指針の策定は、現在 1 法人のみであるため策定しませんが、事業委託の手法について平成 19 年度末を目標に見直します。

監査・点検評価は、法人における内部監査に加え、出資団体である村の監査体制の充実を図ります。また、情報公開は、国の公開すべき事項につき、法人の主たる事務所に備え置くとともに、村担当課においても備え置き、一般の閲覧に供します。

財政状況は、会費収入や受託収入を事業費に充当し、村補助金の交付など財政的支援はなく、健全に運営されており、また役員についても無報酬となっています。

人的支援もなく、今後も引き続き、村の施策と協調しながら、事業展開を図ります。

## 2 庁内体制の整備

### (1)組織・機構の見直し

#### ①基本的な考え方

新たな行財政課題や多様化する住民ニーズに対応する簡素でフラットな組織体制を構築するとともに、今後、時代に即応した組織への変革や公共施設の民間委託化など、さらなる組織の効率化を図ります。

#### ②平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標及び内容

| NO. | 取組項目         | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性  | 目標数値 | 年度別取組                          |                                |                                |                                |                                | 主管課                            |       |
|-----|--------------|---------|---|------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------|
|     |              |         |   |      | H17                            | H18                            | H19                            | H20                            | H21                            |                                |       |
| 1   | 組織・機構の見直し    |         |   |      |                                |                                |                                |                                |                                |                                |       |
|     | 部制の廃止        |         | ・簡素でフラットな組織体制の構築                                  |      | 実施<br>部制の<br>廃止                |                                |                                |                                |                                |                                | 秘書政策課 |
|     | 配置管理の改革      |         | ・職種を超えた柔軟な職員配置                                    |      |                                | 実施<br>柔軟な<br>職員配<br>置          | 実施<br>柔軟な<br>職員配<br>置          | 実施<br>柔軟な<br>職員配<br>置          | 実施<br>柔軟な<br>職員配<br>置          | 実施<br>柔軟な<br>職員配<br>置          | 秘書政策課 |
|     | プロジェクトチームの活用 |         | ・緊急や臨時課題、縦割りでは対応できない課題に対応するため、プロジェクトチームを活用        |      | 実施<br>プロジ<br>ェクト<br>チーム<br>の活用 | 実施<br>プロジ<br>ェクト<br>チーム<br>の活用 | 実施<br>プロジ<br>ェクト<br>チーム<br>の活用 | 実施<br>プロジ<br>ェクト<br>チーム<br>の活用 | 実施<br>プロジ<br>ェクト<br>チーム<br>の活用 | 実施<br>プロジ<br>ェクト<br>チーム<br>の活用 | 秘書政策課 |
|     | 危機管理体制の充実    |         | ・自然災害をはじめ、不審者対策など様々な危機に迅速かつ的確に対応するため、情報収集や連絡体制の構築 |      | 検討<br>危機管<br>理連絡<br>体制の<br>検討  | 実施<br>危機管<br>理連絡<br>体制の<br>構築  |                                |                                |                                |                                | 総務課   |

### (2)人材育成の推進

#### ①基本的な考え方

村では、職員を対象に時代の変化に即応した行政運営を行うため、組織を支える職員がその専門性を高め、視野を広げることはもとより、経営感覚と実践力を身につけるなどを目指し、村事業や共同研修事業として研修を実施してきました。

今後、さらに地方分権の推進、また職員数が減る中、新鮮で新たな発想と政策課題に挑戦する意欲や高い専門性を持った職員の育成が急務であり、そのためには、職員の意識改革はもとより、職員の意欲と能力を最大限に引き出す必要があります。人事制度と研修制度の連携のもと、人材育成方策について検討します。

②平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標

| NO. | 取組項目             | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性                      | 目標数値 | 年度別取組                   |                         |                         |                   |               | 主管課   |
|-----|------------------|---------|---------------------------------|------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|---------------|-------|
|     |                  |         |                                 |      | H17                     | H18                     | H19                     | H20               | H21           |       |
| 1   | 人材育成の推進          |         |                                 |      |                         |                         |                         |                   |               |       |
|     | 職場研修の充実          |         | ・職場研修の充実                        |      | 実施<br>職場研修の充実           | 実施<br>職場研修の充実           | 実施<br>職場研修の充実           | 実施<br>職場研修の充実     | 実施<br>職場研修の充実 | 秘書政策課 |
|     | 職員提案制度の創設        |         | ・職員の様々なアイデアを収集し、村政に反映させる提案制度の構築 |      | 検討<br>制度の手法などの検討        | 検討<br>制度の手法などの検討        | 実施<br>提案制度の創設           |                   |               | 秘書政策課 |
|     | 人事評価システムなどの調査・研究 |         | ・適正な人事評価制度の調査や研究                |      | 検討<br>人事評価システムの構築の調査・研究 | 検討<br>人事評価システムの構築の調査・研究 | 検討<br>人事評価システムの構築の調査・研究 | 実施<br>人事評価システムの構築 |               | 秘書政策課 |

(3)職員定員管理の適正化

①基本的な考え方

村における総職員数は、平成 17 年 4 月 1 日現在で 109 人となっています。また平成 16 年 4 月 1 日現在の公営企業等会計を除く職員数は、91 人で類似団体職員数と比較した場合、一般行政部門で 11 人、特別行政部門で 3 人の増となっており、特に、総務部門、衛生部門や土木一般で多くなっています。これは、平成 16 年度に金剛山ロープウェイ及び香楠荘の指定管理制度導入や土地改良区への職員配置などが考えられます。

今後、地方分権の推進により、ますます行政需要の増大が予想されますが、施策・事務の見直し、組織・機構の見直し、情報化などを進めることにより、全体的な業務量を勘案した上で、計画的な職員数の削減に取り組みます。

類似団体職員数との比較（平成16年4月1日現在）

| 大分類     | 中分類  | 小分類  | 本<br>職員数<br>(a) | 類似団体<br>職員数<br>(b) | 比較 (a - b) |    |
|---------|------|------|-----------------|--------------------|------------|----|
| 議会      | 議会   |      | 2               | 2                  | 0          |    |
| 総務      | 総務一般 | 企画開発 | 19              | 14                 | 5          |    |
|         |      | 住民関連 | 3               | 4                  | -1         |    |
|         |      |      | 4               | 4                  | 0          |    |
| 税務      | 税務   |      | 6               | 6                  | 0          |    |
| 民生      | 民生   | 民生一般 | 6               | 5                  | 1          |    |
|         |      | 年金保険 | 1               | 1                  | 0          |    |
| 衛生      | 衛生   | 衛生一般 | 8               | 4                  | 4          |    |
| 農林水産    | 農業   | 農業一般 | 3               | 5                  | -2         |    |
| 商工      | 観光   |      | 3               | 3                  | 0          |    |
| 土木      | 土木   | 土木一般 | 8               | 5                  | 3          |    |
|         |      | 都市計画 | 2               | 1                  | 1          |    |
| 一般行政計   |      |      | 65              | 54                 | 11         |    |
| 教育      | 教育一般 | 教育一般 | 6               | 4                  | 2          |    |
|         |      | 社会教育 | 社会教育一般          | 4                  | 2          | 2  |
|         |      |      | その他社会教育施設       | 3                  | 3          | 0  |
|         |      | 保健体育 | 保健体育施設          | 3                  | 2          | 1  |
|         |      |      | 給食センター          | 2                  | 4          | -2 |
|         |      | 義務教育 | 小学校             | 1                  | 2          | -1 |
| その他学校教育 | 幼稚園  | 7    | 6               | 1                  |            |    |
| 特別行政計   |      |      | 26              | 23                 | 3          |    |
| 合計      |      |      | 91              | 77                 | 14         |    |

(注)

①「類似団体」とは、人口規模、産業構造が類似した村のことであり、分類別の類似団体の平均職員数を算出したものです。

②職員数は、公営企業等会計（水道、下水道、介護保険、老人保健、国民健康保険、直営診療所、観光事業特別会計）を除いた人数です。

平成 11 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの純減実績

各年度 4 月 1 日現在

| 項目 / 年度   | H11年 | H12年 | H13年 | H14年 | H15年 | H16年 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 総職員数      | 127  | 125  | 122  | 127  | 123  | 111  |
| うち水道事業会計  | 7    | 7    | 6    | 5    | 5    | 5    |
| うち下水道事業会計 | 5    | 5    | 5    | 5    | 5    | 4    |

|           |   |     |     |     |     |      |
|-----------|---|-----|-----|-----|-----|------|
| 新規採用数     | 0 | 0   | 1   | 5   | 0   | 0    |
| 退職者数      | 0 | 2   | 3   | 2   | 12  | 2    |
| 勸奨退職者数    | 0 | 1   | 1   | 0   | 6   | 1    |
| 定年等退職者数   | 0 | 1   | 2   | 2   | 6   | 1    |
| 職員数の増減累計  |   | 2   | 4   | 0   | 4   | 16   |
| 削減率 ( % ) |   | 1.6 | 3.1 | 0.0 | 3.1 | 12.6 |

平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの 5 年間の取組目標

総職員数は、類似団体の普通会計職員で人口 1,000 人当たり 13.6 人（平成 15 年度決算）を基準とし、平成 22 年 4 月 1 日現在の総職員数（公営企業会計職員を含む。ただし、教育長は除く）を 89 人とし、今後 5 年間で 20 人（削減率 18.3%）の職員削減を目指します。

各年度 4 月 1 日現在

| 項目 / 年度   | H17年 | H18年  | H19年 | H20年 | H21年 | H22年 |
|-----------|------|---|------|------|------|------|
| 総職員数      | 109  | 107   | 101  | 100  | 95   | 89   |
| うち水道事業会計  | 5    | 平成17年4月1日現在の職員数5人を1人削減し、平成22年4月1日の職員数を4人とします。<br>(削減率20%) |      |      |      |      |
| うち下水道事業会計 | 3    | 平成17年4月1日現在の職員数3人を平成22年4月1日まで継続します。                       |      |      |      |      |

|           |   |     |     |     |      |      |
|-----------|---|-----|-----|-----|------|------|
| 新規採用見込数   | 0 | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |
| 退職者見込数    | 2 | 6   | 1   | 5   | 6    | 6    |
| 職員数の増減累計  |   | 2   | 8   | 9   | 14   | 20   |
| 削減率 ( % ) |   | 1.8 | 7.3 | 8.3 | 12.8 | 18.3 |

#### (4)職員給与等の適正化

##### ①基本的な考え方

村では、これまでも財政健全化方策に基づき、特別職給料の15%削減、一般職員給料の部長級7%、課長・課長代理級6%、係長級以下4%(平成17年度から5%)削減、管理職手当の定額化、超過勤務手当の削減を実施し、総人件費の抑制を図ってきました。

今後も職員などの給与制度については、住民の納得と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、国における給与制度改革を見据え、村の財政状況を鑑み、特別職及び一般職の給与の減額措置などを実施します。

##### ②平成16年度末までの実績

| 項目             | 実績内容                                    | 備考 |
|----------------|---|----|
| 特別職給料の見直し      | 平成16年度に給料の削減(村長・助役・教育長15%削減)            |    |
| 一般職給料の見直し      | 平成16年度に給料の削減(部長級7%・課長(代理)級6%・係長級以下4%削減) |    |
| 高齢層職員昇給制度の見直し  | 実績なし                                    |    |
| 不適正な昇給運用の見直し   | 実績なし                                    |    |
| 退職手当の支給率の見直し   | 国の制度に準拠、平成15年度に勧奨退職年齢引下げ(45歳)           |    |
| 諸手当の総点検        |   |    |
| 特殊勤務手当の見直し     | 実績なし(平成10年度に見直し)                        |    |
| 管理職手当の見直し      | 平成15年度に管理職手当を18%削減<br>平成16年度に管理職手当を定額化  |    |
| 時間外勤務手当の見直し    | 平成11年度から時間外勤務手当の削減                      |    |
| 扶養手当           | 国の制度に準拠                                 |    |
| 住居手当           | 国の制度と異なる                                |    |
| 通勤手当           | 国の制度と一部異なる                              |    |
| 技術労務職の給与の見直し   |   |    |
| 国や民間の同種の職種との比較 | 実績なし                                    |    |
| 給料表の見直し        | 国の制度に準拠                                 |    |

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標及び内容

| NO.        | 取組項目                | 集中改革プラン                            | 期間中の取組・方向性  | 目標数値            | 年度別取組                  |                        |     |     |     | 主管課   |       |
|------------|---------------------|------------------------------------|---|-----------------|------------------------|------------------------|-----|-----|-----|-------|-------|
|            |                     |                                    |   |                 | H17                    | H18                    | H19 | H20 | H21 |       |       |
| 1          | 職員等給料の適正化           |                                    |   |                 |                        |                        |     |     |     |       |       |
|            | 特別職給料の見直し           |                                    | ・平成18年1月から村長給料削減15%を25%に拡充<br>・平成18年度から特別職の給料の引き下げ<br>村長 790千円 650千円<br>助役 680千円 630千円<br>教育長 640千円 520千円<br>・調整手当の廃止 | 10,541千円        | 実施<br>村長給料25%削減        | 実施<br>特別職給料の引下げ調整手当の廃止 |     |     |     |       | 秘書政策課 |
|            | 一般職給料の見直し           |                                    | 【現行】<br>課長・代理級6%、係長級以下5%削減<br>・平成18年度から人事院勧告に準拠し、平均4.8%の減額  | 90,150千円        | 検討<br>現行を踏まえ、給与構造改革の検討 | 実施<br>給与構造の見直し         |     |     |     |       | 秘書政策課 |
|            | 高年齢層職員の昇給の見直し       |                                    | ・昇給抑制を検討  |                 | 検討<br>昇給抑制の検討          | 実施<br>昇給の抑制            |     |     |     |       | 秘書政策課 |
|            | 退職時の特別昇給の見直し        |                                    | ・国制度に準拠   |                 | 実施<br>国制度に準拠           |                        |     |     |     |       | 秘書政策課 |
|            | 退職手当の見直し            |                                    | ・国制度に準拠   |                 | 検討<br>国制度に準拠           | 実施<br>国制度に準拠           |     |     |     |       | 秘書政策課 |
| 2          | 各種手当の見直し            |                                    |   |                 |                        |                        |     |     |     |       |       |
|            | 調整手当の廃止<br>・地域手当の新設 |                                    | ・平成18年度から人事院勧告に準拠し、調整手当10%を廃止し、地域手当3%を創設  | 一般職給料に合算        | 検討<br>条例改正             | 実施<br>条例施行             |     |     |     |       | 秘書政策課 |
|            | 特殊勤務手当の見直し          |                                    | ・現在の特殊勤務手当（10種類）について、支給方法などの見直し   | 896千円           | 検討<br>支給の可否や方法の検討      | 実施<br>条例施行             |     |     |     |       | 秘書政策課 |
|            | その他手当の見直し（住居手当）     |                                    | ・国制度に準拠   | 7,344千円         | 検討<br>条例改正             | 実施<br>条例施行             |     |     |     |       | 秘書政策課 |
|            | その他手当の見直し（通勤手当）     |                                    | ・国制度に準拠   | 1,816千円         | 検討<br>条例改正             | 実施<br>条例施行             |     |     |     |       | 秘書政策課 |
|            | 時間外勤務手当の縮減          |                                    | ・時間外勤務手当時間数を削減  | 平成17年度時間数の10%削減 | 検討<br>時間数の削減           | 実施<br>時間数の削減           |     |     |     |       | 秘書政策課 |
| 3          | 勸奨退職者制度の充実          |                                    |   |                 |                        |                        |     |     |     |       |       |
| 勸奨退職者制度の充実 |                     | ・勸奨退職における退職手当の特例措置の充実<br>・再就業制度の充実 |   | 実施<br>現行制度の充実   |                        |                        |     |     |     | 秘書政策課 |       |

| NO. | 取組項目         | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性   | 目標数値 | 年度別取組             |                  |                      |                  |                  | 主管課              |       |
|-----|--------------|---------|--|------|-------------------|------------------|----------------------|------------------|------------------|------------------|-------|
|     |              |         |  |      | H17               | H18              | H19                  | H20              | H21              |                  |       |
| 4   | 非常勤職員等の活用    |         |  |      |                   |                  |                      |                  |                  |                  |       |
|     | 嘱託員・アルバイトの活用 |         | ・単純な業務などについては、アルバイト職員などに対応<br>・退職者の不補充をアルバイト職員で補充<br>・人件費が増大しないよう、職種などにより単価を設定 |      | 実施<br>アルバイトなどの活用  | 実施<br>アルバイトなどの活用 | 実施<br>アルバイトなどの活用     | 実施<br>アルバイトなどの活用 | 実施<br>アルバイトなどの活用 | 実施<br>アルバイトなどの活用 | 秘書政策課 |
| 5   | 各種委員会の見直し    |         |  |      |                   |                  |                      |                  |                  |                  |       |
|     | 委員報酬の見直し     |         | ・現行の10%カットを平成19年度まで継続<br>・それ以降、職員給料カットなどを踏まえ、検討                                |      |                   |                  | 検討<br>職員給料カットを踏まえ、検討 | 実施<br>見直し        |                  |                  | 関係課   |
|     | 委員数の見直し      |         | ・行政委員会などの定数の見直し  |      | 検討<br>委員会の状況調査、検討 | 実施<br>条例改正・施行    |                      |                  |                  |                  | 関係課   |

#### ④定員・給与などの状況の公表

定員・給与などについては、その状況を広報紙に掲載し、住民に公表していますが、地方公務員法の改正を受け、平成17年12月に「千早赤阪村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しました。

#### 【平成17年度から平成21年度までの取組目標】

定員・給与などの公表については、平成18年度から条例に基づき、住民にわかりやすい方法で、広報紙のほか村ホームページにより公表します。また、公表様式については、国の公表様式に準拠し、他団体や民間、国に対応するデータを添えるなど、工夫を講じます。

#### ⑤福利厚生事業の見直し

職員の福利厚生事業については、全職員が加入している職員親睦会が村補助金と会費を財源として福利厚生事業を実施しています。村補助金については、平成16年度から削減を実施していますが、今後の計画期間中において、事業に対する適正な公費負担の観点や財政状況などから、事業のあり方について検討します。

#### 【平成11年4月1日から平成17年3月31日までの実績】

- ・平成11年度補助額 1,200千円
- ・平成12年度補助額 1,773千円
- ・平成13年度補助額 1,825千円
- ・平成14年度補助額 1,883千円
- ・平成15年度補助額 1,820千円
- ・平成16年度補助額 1,069千円

#### 【平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標及び内容】

- ・平成17年度補助額 604千円（前年度比 43%）
- ・平成18年度補助額 補助金の廃止

### 3 住民との協働による村政の推進

#### (1)情報公開の推進と住民参加の促進

##### ①基本的な考え方

行財政改革をより実効性のあるものにするためには、住民への情報公開と住民参加が不可欠です。このため、従来から平成 10 年に千早赤阪村行政手続条例、平成 13 年に千早赤阪村情報公開条例及び個人情報保護条例を制定し、住民への行政情報の積極的な提供や適正な個人情報の保護に努めてきました。

今後もこれら制度を有効に活用し、村政の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、住民の意見・提案を集約できる手法を検討し、住民参加を促進します。また、住民との協働により今後の村づくりを進めるため、行政の体制整備をはじめ、企画段階においても、住民と行政がお互い政策立案していく体制整備を検討します。

##### ②平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標及び内容

| NO. | 取組項目            | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性                                 | 目標数値 | 年度別取組                |                              |                      |     |     | 主管課 |       |
|-----|-----------------|---------|--|------|----------------------|------------------------------|----------------------|-----|-----|-----|-------|
|     |                 |         |  |      | H17                  | H18                          | H19                  | H20 | H21 |     |       |
| 1   | 情報公開の推進と住民参加の促進 |         |  |      |                      |                              |                      |     |     |     |       |
|     | 情報公開の推進         |         | ・行政情報の積極的な提供により村政の透明性を確保（パブリックコメント制度の検討など） |      | 検討<br>パブリックコメント制度の検討 | 検討<br>パブリックコメント制度の検討         | 実施<br>パブリックコメント制度の導入 |     |     |     | 関係課   |
|     | 住民参加の促進         |         | ・住民の村政に対する意見や提案を反映できる仕組みづくりを検討（目安箱の設置など）   |      | 検討<br>仕組みづくりの検討      | 実施<br>目安箱の設置<br>ホームページなど意見募集 |                      |     |     |     | 秘書政策課 |
|     |                 |         | ・各種審議会などにおける一般公募枠の検討                       |      | 検討<br>一般公募枠の検討       | 実施<br>一般公募の実施                |                      |     |     |     | 関係課   |

#### (2)地域住民などとの協働

##### ①基本的な考え方

複雑・多様化する住民ニーズに対して迅速かつ、きめ細やかな行政サービスを提供するには、地域住民やNPOなどと協働することにより、従来の行政の枠を越えたサービスの提供が可能となります。そのためには、それぞれの役割分担を明確にしたうえで、その役割分担を踏まえ協働していく環境づくりに努めます。

特に、今後迎える団塊の世代の退職者を新たな人材資源として活用できる体制づくりに努めます。

②平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標

| NO. | 取組項目         | 集中改革<br>プラン | 期間中の取組・方向性  | 目標数値 | 年度別取組          |                         |                       |     |     | 主管課 |       |
|-----|--------------|-------------|---|------|----------------|-------------------------|-----------------------|-----|-----|-----|-------|
|     |              |             |   |      | H17            | H18                     | H19                   | H20 | H21 |     |       |
| 1   | 地域住民などとの協働   |             |   |      |                |                         |                       |     |     |     |       |
|     | 協働に係る基本方針の策定 |             | ・行政と住民の協働にあたり、住民サービスの役割や責任などの必要な事項について方針を定め、協働によるまちづくりを推進                             |      | 検討<br>現状調<br>査 | 検討<br>仕組み<br>づくり<br>の検討 | 実施<br>方針策<br>定        |     |     |     | 秘書政策課 |
|     | 地域協働の推進      |             | ・村の業務を必ず役場職員が従事すべき業務、アルバイトなどで対応できる業務、その他地域との協働により対応できる業務に分類したうえで、住民との協働事業を推進するシステムを検討 |      | 検討<br>現状調<br>査 | 検討<br>仕組み<br>づくり<br>の検討 | 実施<br>協働に<br>よる業<br>務 |     |     |     | 関係課   |

## 4 社会環境変化への対応

### (1)電子自治体の推進

#### ①基本的な考え方

住民サービスの向上や行政事務の効率化・高度化を図る必要がある中、行政においてもITを利用した行政の情報化が求められており、電子自治体の実現に向けた取り組みが必要となっています。

今後も、引き続き、個人情報の保護とセキュリティを十分確保しながら、行政の情報化に努めます。

#### ②平成16年度末時点における実績

| 項目                              | 実績内容  | 備考 |
|---------------------------------|---|----|
| 公的個人認証サービス                      | 平成16年1月から導入。電子申請の際に本人確認の手段となる「電子署名」及び「電子証明書」を、地方公共団体が全国一律の費用で提供することを目的に実施。  |    |
| ・住民基本台帳ネットワークシステム<br>・住民基本台帳カード | 平成15年8月から導入。全国どこの市区町村でも、住基カード、運転免許証などを提示して、本人や本人と同一世帯員の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）の交付が受けられる。   |    |
| 総合行政ネットワーク（LGWAN）               | 平成15年8月に導入。大阪府電子自治体推進協議会における府内市町村との共同取組みの実施。地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続している。 |    |

#### ③平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標及び内容

今後、職員削減に伴う事務の効率化を図るため、業務及びシステムの最適化に努めます。また、公的個人認証サービスや住民基本台帳ネットワークシステムなど引き続き、個人情報の保護とセキュリティを十分確保しながら、行政の情報化に努めます。

### (2)広域行政の推進

#### ①基本的な考え方

現在、広域行政については、南河内清掃施設組合（ごみ処理）、富美山環境事業組合（し尿処理）や大和川下流流域下水道組合（下水道処理）などの一部事務組合、消防の事務委託、介護保険認定審査会の共同設置などに取り組んでいます。住民の生活圏は年々拡大し、今後もさらに広域化が進むことが予想され、行政区域にとらわれない行政サービスの重要性が増大するものと考えられます。

市町村を取り巻く環境が著しく変化していく中で、村単独で事務を処理するよりも近隣市町

との共同により実施するほうが効率的・効果的なものについては、今後も引き続き、南河内地域広域行政推進協議会など積極的に活用しながら様々なテーマのもと共通する課題の広域的取り組みを推進します。

## 経費節減等の財政効果

### 【経費の節減合理化等財政の健全化】

#### 基本的な考え方

経費の節減合理化等財政の健全化については、元気プランにおける行財政プログラムにより、一層の歳入の確保に努めるとともに、本村の身の丈に合った歳出構造への転換を図ります。

#### 財政の状況

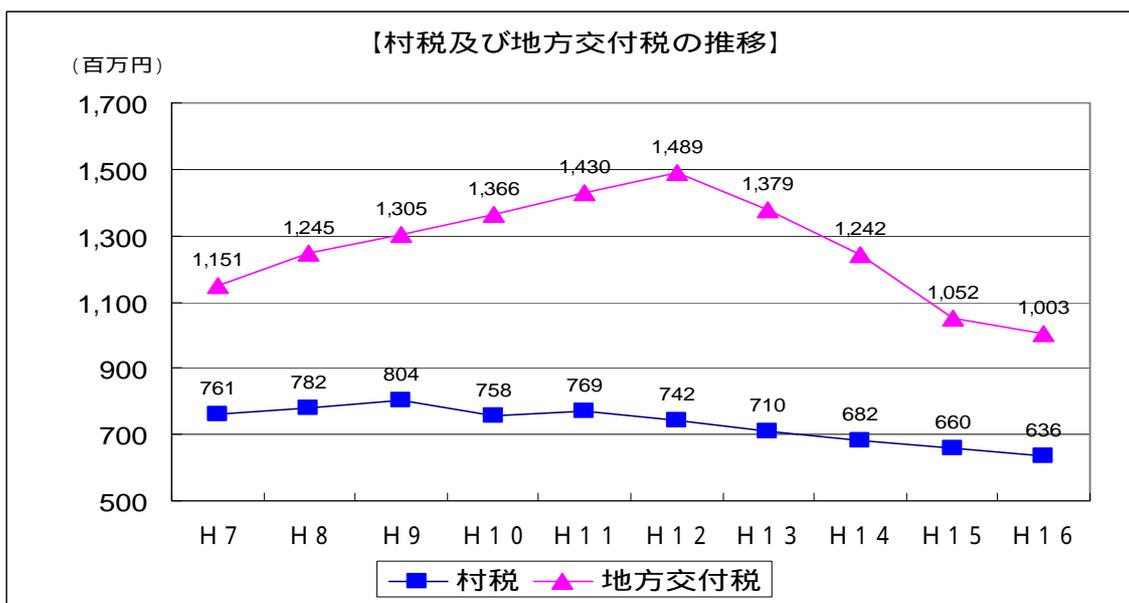
##### ア．村税及び地方交付税

歳入の状況については、自主財源の根幹である村税（村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税）の歳入総額に占める割合は低く、歳入全体の約30%程度しかありません。しかし、その村税においても少子高齢化、人口減少、景気の長期低迷などにより、特に村民税が大きく落ち込んでおり、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税を合わせても、平成9年度の約8億4百万円をピークに平成16年度では約6億3千6百万円と約1億6千8百万円減少しています。

今後、団塊の世代の大量退職を迎え、また少子高齢化の影響もあり、ますます村税は減少していくものと予測されます。

一方、歳入のうち大きく依存している地方交付税は、これまでは、村税などの自主財源が減少し、また福祉などの必要な経費が増大する中で増額されていましたが、国も非常に厳しい財政状況にあり、平成13年度から地方交付税制度の見直しが進められています。

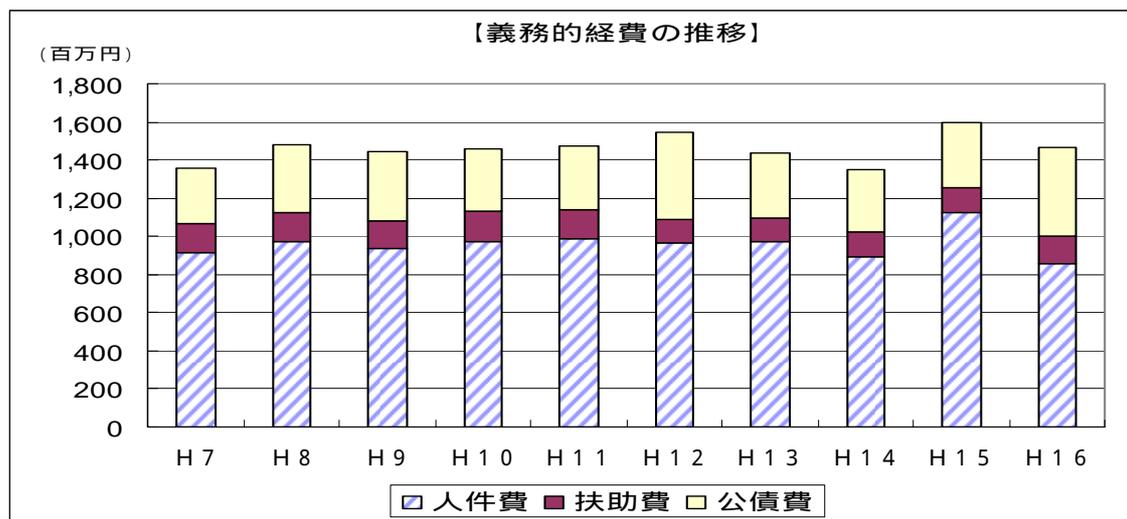
今後も「三位一体改革」により、十分な税源移譲による財源配分が期待できない自治体にとっては、極めて厳しい局面を迎えることが予測されます。



地方交付税とは、財源の地域的な不均衡を是正し、すべての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことができるように、必要な財源を確保することを目的としているもので、普通交付税と特別交付税があります。

## イ．義務的経費

義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費のことで、支出が義務付けられている経費のことです。本村の場合、人件費については、退職者の不補充や、平成 15 年度に策定した第 2 次財政健全化方策における勧奨退職制度の促進による職員削減、平成 16 年度から実施している職員給料のカット、議会議員の定数削減などにより抑制されているものの、高齢化の進行などに伴う扶助費、下水道事業の整備にかかる公債費が増大しています。



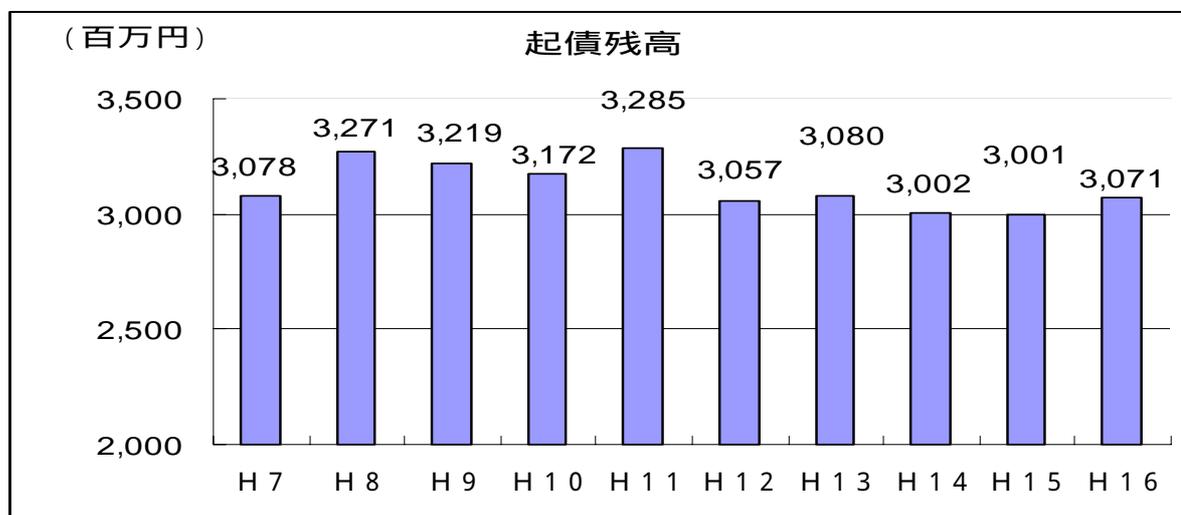
人件費とは、特別職や職員などに対し、給与や諸手当などとして支払われる経費のことです。扶助費とは、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などのため、社会保障制度の一環として支出される経費のことです。

公債費とは、地方債（借金）の返済（元金・利子）にかかる経費のことです。

## ウ．借入金

借入金とは、地方債（村債）のことをいい、その返済が一会計年度を超えて行われるものを指しています。地方債の活用により、「財政負担の年度間調整」などを図ることができますが、翌年度以降にその償還のための支出を義務付けられるため、過度に地方債に依存することは、将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくありません。

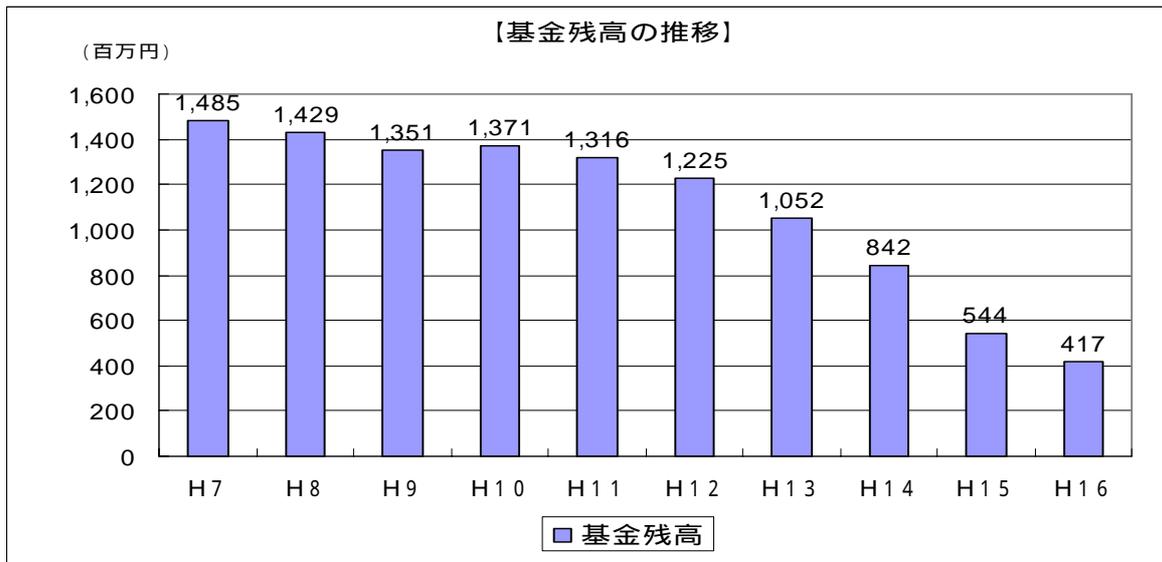
本村の場合、平成 11 年度をピークに微少傾向にあります。



## エ．基金

基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものに二分され、村では7種類の基金をそれぞれの目的に応じて設置しています。

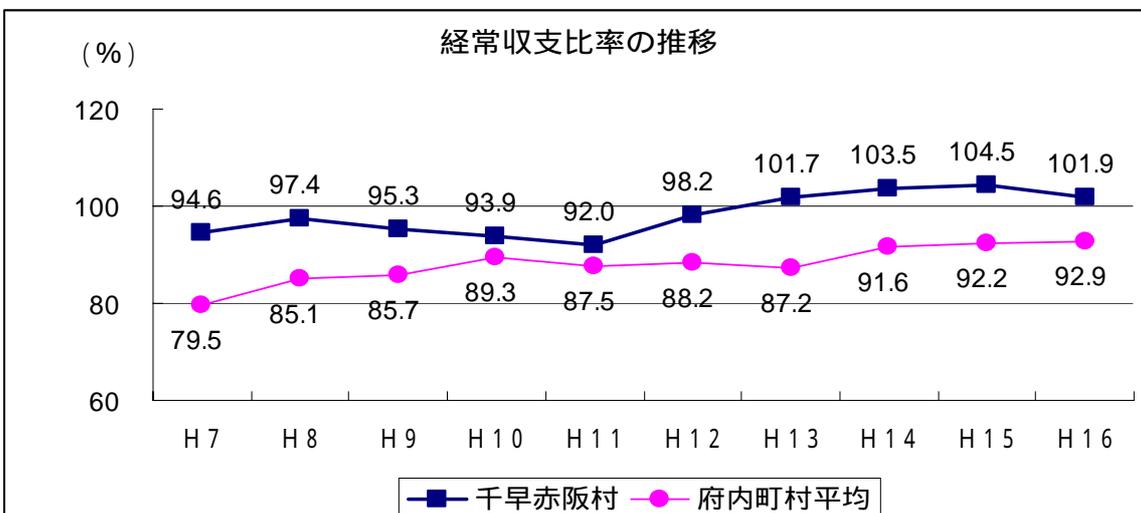
現状としては、村税の減少や地方交付税の減額などによる財源不足に対応するため、これまで積立ててきた基金（預貯金）を取り崩して収支の調整を行ってきました。その結果、平成16年度末の基金残高は、約4億1千7百万円となっており、このまま推移すれば、1，2年のうちに底をついてしまう状況です。



## オ．財政構造

自治体の財政構造の弾力性を測る比率として経常収支比率があります。これは、人件費、扶助費などの経常経費に、地方税、地方交付税などの経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるもので、通常70～80%であることが望ましいとされています。

本村の場合、平成13年度に101.7%で、はじめて100%を超え、その後も上昇が続き、平成15年度には104.5%で過去最悪の数値となっています。平成16年度には101.9%と2.6ポイント減少したものの依然として100%を超えている状況であり、財源に全く余裕のない異常な事態となっています。



## 経費節減等による財政効果

村では、従来から事務事業の見直しや人件費の削減などの経費節減を行い、効率的な財政運営に努めていますが、著しい社会経済情勢の変化の中においては、財政状況は、ますます厳しさを増しています。

今後、さらに国の財政構造改革が進む中においては、国の方針によって情勢が大きく変化することもあり、不安定な財政状況にありますが、住民の皆さんが安心して暮らすことができる村づくりを目指すため、少子高齢化、環境問題、地域活性化など諸施策に取り組む必要があり、徹底した行政のスリム化を目指します。

ここでは、行財政改革実施計画の計画期間における取組み項目について、現時点での効果額を見込み数値化したものを次に示します。

(単位：千円)

| 項 目 |                 | H17年度 | H18年度  | H19年度  | H20年度  | H21年度  | 合 計    |
|-----|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入  | 超過税率の実施、法定外税の新設 |       |        |        |        |        |        |
|     | 税の徴収対策          | 3,193 | 6,128  | 8,743  | 11,187 | 13,128 | 42,379 |
|     | 使用料・手数料の見直し     | 10    | 1,249  | 1,234  | 1,249  | 1,234  | 4,976  |
|     | 未利用地財産の売払い等     |       | 30,000 |        |        |        | 30,000 |
|     | その他収入の確保        |       |        | 986    | 986    | 986    | 2,958  |
|     | 合 計             | 3,203 | 37,377 | 10,963 | 13,422 | 15,348 | 80,313 |

|                |                    |                    |         |         |         |         |         |         |         |
|----------------|--------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 歳出             | 職員削減（総職員）          |                    | 0       | 15,600  | 62,400  | 70,200  | 109,200 | 257,400 |         |
|                |                    | （うち退職者不補充）         | 0       | 15,600  | 62,400  | 70,200  | 109,200 | 257,400 |         |
|                |                    | （うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用） |         |         |         |         |         |         |         |
|                |                    | （うち水道事業会計分）        |         |         |         |         | (7,800) | (7,800) |         |
|                |                    | （うち下水道事業会計分）       |         |         |         |         |         |         |         |
|                | 人件費削減              | 給与等削減              |         | 12,878  | 31,458  | 24,310  | 24,889  | 17,212  | 110,747 |
|                |                    | 一般職員               | 給料      | 12,641  | 27,478  | 20,330  | 16,469  | 13,232  | 90,150  |
|                |                    |                    | 手当      |         | 2,514   | 2,514   | 2,514   | 2,514   | 10,056  |
|                |                    | （うち水道事業会計分）        |         | (181)   | (82)    | (248)   | (248)   | (248)   | (1,007) |
|                |                    | （うち下水道事業会計分）       |         | (104)   | (74)    | (169)   | (169)   | (169)   | (685)   |
|                |                    | 特別職（村長・助役・教育長）     | 給料      | 237     | 1,466   | 1,466   | 1,466   | 1,466   | 6,101   |
|                |                    |                    | 手当      |         |         |         | 4,440   |         | 4,440   |
|                |                    | その他人件費削減           |         | 11,576  | 12,069  | 12,069  | 12,069  | 12,069  | 59,852  |
|                | （うち福利厚生事業）         |                    | (465)   | (1,069) | (1,069) | (1,069) | (1,069) | (4,741) |         |
|                | 組織の統廃合             |                    |         |         |         |         |         |         |         |
|                | 民間的手法の導入による事務事業費削減 |                    |         |         |         |         |         |         |         |
|                | （うち指定管理者制度導入によるもの） |                    |         |         |         |         |         |         |         |
|                | 事務事業の見直し           |                    | 7,493   | 13,579  | 14,370  | 15,123  | 14,302  | 64,867  |         |
|                | 事務管理経費の見直し         |                    | 18,071  | 18,071  | 18,071  | 18,071  | 18,071  | 90,355  |         |
|                | 補助金・負担金の見直し        |                    | 5,623   | 8,106   | 8,536   | 8,136   | 8,536   | 38,937  |         |
| 公共施設維持管理経費の見直し |                    | 2,490              | 2,490   | 2,490   | 2,490   | 2,490   | 12,450  |         |         |
| 繰出金の抑制         |                    |                    | 15,000  | 15,000  | 15,000  | 15,000  | 60,000  |         |         |
| 合 計            |                    | 58,131             | 116,373 | 157,246 | 165,978 | 196,880 | 694,608 |         |         |

|                   |        |         |         |         |         |         |
|-------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 歳入・歳出における財政効果額の合計 | 61,334 | 153,750 | 168,209 | 179,400 | 212,228 | 774,921 |
|-------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|

## VII 地方公営企業の経営健全化

現在、本村における地方公営企業の事業数は、地方公営企業法を適用しないものも含めて水道事業、公共下水道事業、索道事業、宿泊事業の4事業があります（ただし、索道事業の金剛山ロープウェイ、宿泊事業の村営宿泊施設香楠荘については、平成16年度から指定管理者制度を導入済）。

水道事業及び公共下水道については、供給するサービスの必要性から地方公営企業として自治体が直接実施するにふさわしいものであると考えますが、今後、民間的経営手法の導入や事務事業の見直しなどは、当然求められるものです。それぞれの事業においては、社会経済情勢の変化を適切に捉え、より一層の経営の健全化を推進します。

### 1 水道事業の経営健全化

#### (1) 基本的な考え方

水道事業については、独立採算制を経営の基本として、日常生活に不可欠な水道水を公共性と経済性のバランスを図りながら、その経営に最小の経費で最良のサービスを提供できるように努める必要があります。将来にわたり利用者に対して安全で良質な水を安定供給していくために、水道事業運営の健全化に向け、より一層の自立性の強化と経営の活性化を図ります。

#### (2) 経営改革の推進

##### ① 平成16年度末時点までの実績

| 項目      | 実績内容                               | 備考 |
|---------|------------------------------------|----|
| 収入の確保策  | 平成13年度に水道料金の改定                     |    |
| 組織の見直し  | 平成16年度に水道事業所を廃止し、下水道課と統合（上下水道課を新設） |    |
| 民間委託の推進 | 平成12年度に浄水場等巡回監視及び管理業務を民間委託         |    |

##### ② 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標及び内容

| NO. | 取組項目    | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性                                       | 目標数値       | 年度別取組               |                                  |                                  |                                  |                                  | 主管課   |
|-----|---------|---------|--|------------|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------|
|     |         |         |  |            | H17                 | H18                              | H19                              | H20                              | H21                              |       |
| 1   | 収入の確保策  |         |  |            |                     |                                  |                                  |                                  |                                  |       |
|     | 使用料の見直し | ⑦       | ・量水器の使用料の撤廃を含めた使用料の見直しの検討（ただし、消費税率の改正がある場合は、見直し） |            |                     |                                  | 検討<br>●使用料の見直し                   | 検討<br>●使用料の見直し                   |                                  | 上下水道課 |
|     | 収納率の向上  | ⑦       | ・管理職を中心に個別訪問などの実施による収納率の向上                       | 収納率<br>99% | 実施<br>●収納率<br>98.2% | 実施<br>●収納率<br>の前年度比0.2<br>ポイント向上 | 実施<br>●収納率<br>の前年度比0.2<br>ポイント向上 | 実施<br>●収納率<br>の前年度比0.2<br>ポイント向上 | 実施<br>●収納率<br>の前年度比0.2<br>ポイント向上 | 上下水道課 |

| NO.      | 取組項目               | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性                   | 目標数値         | 年度別取組 |                     |                                  |                                  |                                  | 主管課                              |       |
|----------|--------------------|---------|------------------------------|--------------|-------|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------|
|          |                    |         |                              |              | H17   | H18                 | H19                              | H20                              | H21                              |                                  |       |
| 収入の確保策   |                    |         |                              |              |       |                     |                                  |                                  |                                  |                                  |       |
| 1        | 資金の運用              | ⑦       | ・国債などによる資金運用                 |              |       | 検討<br>●資金運用の研究      | 実施<br>●資金運用                      |                                  |                                  |                                  | 上下水道課 |
| 事業の広域化   |                    |         |                              |              |       |                     |                                  |                                  |                                  |                                  |       |
| 2        | 水道事業の広域化の研究        | ⑦       | ・河南水道協議会において水道広域化や共同化を研究     |              |       | 研究<br>●ワーキンググループの設置 |                                  |                                  |                                  |                                  | 上下水道課 |
| 建設投資の見直し |                    |         |                              |              |       |                     |                                  |                                  |                                  |                                  |       |
| 3        | 財務の適正化             | ⑦       | ・不納欠損に関する要綱を策定               |              |       | 検討<br>●要綱の検討        | 実施<br>●要綱制定                      |                                  |                                  |                                  | 上下水道課 |
|          | 有収率の向上             | ⑦       | ・老朽管の更新や漏水の早期修繕による有収率の向上     | 有収率<br>91.7% |       | 実施<br>●有収率<br>91.3% | 実施<br>●有収率<br>の前年度比0.1<br>ポイント向上 | 実施<br>●有収率<br>の前年度比0.1<br>ポイント向上 | 実施<br>●有収率<br>の前年度比0.1<br>ポイント向上 | 実施<br>●有収率<br>の前年度比0.1<br>ポイント向上 | 上下水道課 |
|          | 下水道事業との連携による事業費の抑制 | ⑦       | ・下水道事業の進捗により、支障物件となる給・配水管の更新 | 42,000千円     |       | 実施<br>●下水道事業との連携    | 実施<br>●下水道事業との連携                 | 実施<br>●下水道事業との連携                 | 実施<br>●下水道事業との連携                 | 実施<br>●下水道事業との連携                 | 上下水道課 |

### (3)定員管理・給与の適正化

#### ①定員管理の適正化

##### ア. 平成 11 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化実績

- ・過去 5 年間の純減数 2 人（平成 13 年度）
- ・過去 5 年間の削減率 28.8%（7 人⇒5 人）
- ・「V 行財政改革実施計画の取組み項目」「2 庁内体制の整備」「(3) 職員定員管理の適正化」「②平成 11 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの純減実績」に準じます。

##### イ. 平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化目標、目標の具体的な内容

- ・「V 行財政改革実施計画の取組み項目」「2 庁内体制の整備」「(3) 職員定員管理の適正化」「③平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの 5 年間の取組目標」の取組目標に準じます。

#### ②給与の適正化

##### ア. 平成 16 年度末時点までの実績

- ・「V 行財政改革実施計画の取組み項目」「2 庁内体制の整備」「(4) 職員給与等の適正化」「②平成 16 年度末までの実績」に準じます。

イ. 平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標及び内容

- ・普通会計職員の給与体系に準じ、適正化を図ります。
- ・水道企業職員の特殊勤務手当について見直しを図ります。

**③定員管理、給与の適正化の公表状況**

定員・給与などについては、村制度に準じ、その状況を広報紙に掲載し、住民に公表しています。

**【平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標】**

定員・給与などの公表については、平成 18 年度から村の公表条例に基づき、住民にわかりやすい方法で、広報紙のほか村ホームページにより公表します。また、公表様式については、国の公表様式に準拠し、他団体や民間、国に対応するデータを添えるなど工夫を講じます。

**(4)経費節減等の財政効果**

**①平成 16 年度末時点における実績**

| 項目   | 実績内容                                 | 備考 |
|------|--------------------------------------|----|
| 収入関係 | 平成 13 年度に水道料金の改定                     |    |
| 支出関係 | 平成 16 年度に水道事業所を廃止し、下水道課と統合（上下水道課を新設） |    |
|      | 平成 12 年度に浄水場等巡廻監視及び管理業務を民間委託による経費削減  |    |

**②平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標及び内容**

| 項目   | 実績内容  | 備考 |
|------|---|----|
| 収入関係 | 水道料金の見直しの検討（平成 20 年度から）                                 |    |
|      | 収納率の向上 目標収納率 99%（平成 17 年度から）<br>⇒ 5 年間目標効果額 5,000 千円    |    |
| 支出関係 | 下水道事業との連携による事業費の抑制（平成 17 年度から）<br>⇒ 5 年間目標効果額 42,000 千円 |    |
|      | 有収率の向上 目標有収率 91.7%（平成 17 年度から）                          |    |
|      | 財務の適正化、要綱策定（平成 18 年度から）                                 |    |

## 2 公共下水道事業の経営健全化

### (1)基本的な考え方

公共下水道事業については、建設時における一般財源の負担は小額ですが、後年度の起債償還金が大きな負担になるため、今後、建設事業を縮小することにより公債費の抑制にも努めます。

現在の未整備区域は、比較的民家が点在している地域が多いことから下水道計画地域と合併浄化槽推進地域を比較検討し、整備計画を見直します。また、平成18年4月から使用料の見直しを実施することにより収入を確保し、一般管理経費についてもより一層精査して一般会計からの繰出しの削減に努めます。

### (2)経営改革の推進

#### ①平成16年度末時点までの実績

| 項目      | 実績内容                    | 備考 |
|---------|-------------------------|----|
| 組織の見直し  | 平成16年度に水道課と統合（上下水道課を新設） |    |
| 民間委託の推進 | 平成9年度にマンホールポンプ維持管理      |    |

※平成9年度に下水道料金徴収業務を水道企業に委託

#### ②平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標及び内容

| NO. | 取組項目           | 集中改革プラン | 期間中の取組・方向性   | 目標数値     | 年度別取組                  |                |               |               |               | 主管課   |
|-----|----------------|---------|--|----------|------------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-------|
|     |                |         |  |          | H17                    | H18            | H19           | H20           | H21           |       |
| 1   | 収入の確保策         |         |  |          |                        |                |               |               |               |       |
|     | 未収金の徴収対策       | ⑦       | ・水道事業との連携による徴収や滞納整理体制の一体化  |          | 実施<br>●水道事業との連携による徴収強化 |                |               |               |               | 上下水道課 |
|     | 使用料の見直し        | ⑦       | ・料金改定率10.8%引上げ<br>・基本料金300円を320円に引上げ<br>・30㎡まで5円、それ以外10円引上げ<br>・消費税外税方式へ変更 | 19,719千円 | 検討<br>●条例改正            | 実施<br>●条例施行    |               |               |               | 上下水道課 |
|     | 水洗化率の向上        | ⑦       | ・供用開始後の未接続世帯への水洗化への取組み強化   | 200件     | 実施<br>●接続数40件          | 実施<br>●接続数40件  | 実施<br>●接続数40件 | 実施<br>●接続数40件 | 実施<br>●接続数40件 | 上下水道課 |
| 2   | 災害対策           |         |  |          |                        |                |               |               |               |       |
|     | 災害対策           | ⑦       | ・不明水対策の実施に伴う災害の防止<br>・維持管理費（修繕費）の削減  |          | 実施<br>●工事施工            |                |               |               |               | 上下水道課 |
|     | 災害対策           | ⑦       | ・有害物質等流入事故対応マニュアルの作成<br>・環境被害の軽減及び拡大防止対策                                   |          | 検討<br>●事故防止対策の検討       | 実施<br>●マニュアル作成 |               |               |               | 上下水道課 |
| 3   | 建設投資の見直し       |         |  |          |                        |                |               |               |               |       |
|     | 整備計画における事業費の抑制 | ⑦       | ・下水道整備計画における事業費の抑制   |          | 実施<br>●事業費の抑制          |                |               |               |               | 上下水道課 |

### (3)定員管理・給与の適正化

#### ①定員管理の適正化

##### ア. 平成 11 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化実績

- ・「V 行財政改革実施計画の取組む項目」「2 庁内体制の整備」「(3) 職員定員管理の適正化」「②平成 11 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの純減実績」に準じます。

##### イ. 平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化目標、目標の具体的な内容

- ・「V 行財政改革実施計画の取組む項目」「2 庁内体制の整備」「(3) 職員定員管理の適正化」「③平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの 5 年間の取組目標」の取組目標に準じます。

#### ②給与の適正化

##### ア. 平成 16 年度末時点までの実績

- ・「V 行財政改革実施計画の取組む項目」「2 庁内体制の整備」「(4) 職員給与等の適正化」「②平成 16 年度末までの実績」に準じます。

##### イ. 平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標及び内容

- ・普通会計職員の給与体系に準じ、適正化を図ります。

#### ③定員管理、給与の適正化の公表状況

定員・給与などについては、村制度に準じ、その状況を広報紙に掲載し、住民に公表しています。

##### 【平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標】

定員・給与などの公表については、平成 18 年度から村の公表条例に基づき、住民にわかりやすい方法で、広報紙のほか村ホームページにより公表します。また、公表様式については、国の公表様式に準拠し、他団体や民間、国に対応するデータを添えるなど工夫を講じます。

### (4)経費節減等の財政効果

#### ①平成 16 年度末時点における実績

| 項目      | 実績内容                      | 備考 |
|---------|---------------------------|----|
| 組織の見直し  | 平成 16 年度に水道課と統合（上下水道課を新設） |    |
| 民間委託の推進 | 平成 9 年度にマンホールポンプ維持管理      |    |

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標及び内容

| 項目   | 実績内容   | 備考 |
|------|--|----|
| 収入関係 | 下水道料金の引上げ（平成 18 年度から）<br>5 年間目標効果額 19,719 千円 |    |
|      | 水洗化率の向上 目標数値 年間 40 件接続（平成 17 年度から）           |    |
| 支出関係 | 建設投資の見直し（平成 17 年度から）<br>5 年間目標効果額 284,000 千円 |    |
|      | 災害対策（平成 17 年度から）                             |    |

# 参考資料

(議会の取組み)

## 【議会の取組み】

議会の取組みについては、次のとおりです。

### これまでの取組み実績

| 項目        | 実績内容                           |
|-----------|--------------------------------|
| 人件費の削減    | ・議員報酬の3%カット（平成16年4月～平成17年4月）   |
| 議員定数の削減   | ・議員定数を12人から10人に削減（平成17年5月～）    |
| 議会運営経費の削減 | ・議員研修の廃止（平成16年度～）              |
|           | ・議会交際費の見直し（平成16年度～）            |
|           | ・議会だよりの村広報紙との一本化（平成16年度～）      |
| その他経費の削減  | ・議員の各種委員会委員兼務に伴う報酬の廃止（平成16年度～） |

### 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標及び内容

全国町村議会議長会では、「第2次地方（町村）議会活性化研究会」を設置して、議会の制度・運営全般、議員の身分・処遇のあり方、長や住民との関係、町村議会の組織など、分権時代に対応した新たな地方（町村）議会のあり方とその活性化方策について検討されており、これらの検討内容や結果を踏まえ、住民の期待に対応できる「開かれた議会」に向けて、今後も議会改革に取り組めます。

| 項目      | 実績内容                        | 効果額      |
|---------|-----------------------------|----------|
| 議員定数の削減 | ・議員定数を12人から10人に削減（平成17年5月～） | 10,866千円 |

注）効果額は、1年間における効果額を示しています。

## 千早赤阪村行財政改革実施計画

### 《集中改革プラン》

〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村秘書政策課 企画広報係

TEL 0721-72-0081(内線213)

FAX 0721-72-1880

HP <http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/>